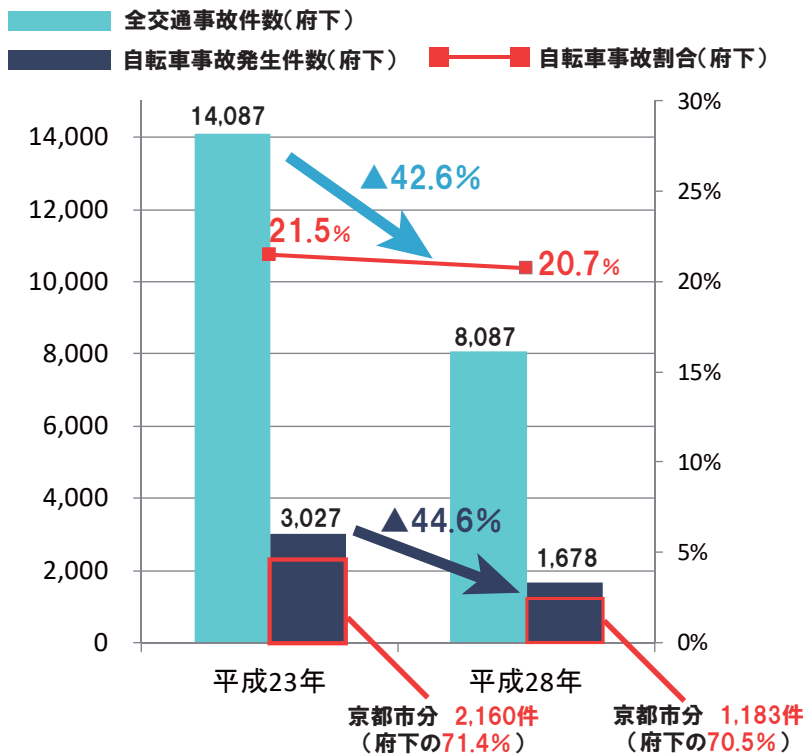
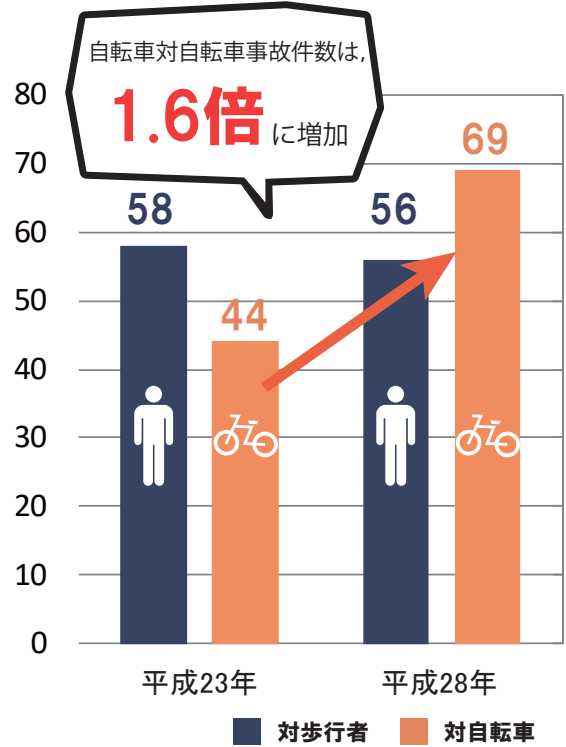


自転車保険の加入義務化の背景

■京都府下の全交通事故・自転車事故の件数



■京都府下の自転車対歩行者・対自転車事故の件数



【出典:京都府警】

■自転車加害者である事故の高額賠償事例

損害額	被害者	事故概要
9,521 万円 (平成25年神戸地裁)	62歳女性 (寝たきり)	<自転車対歩行者> 男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
9,266 万円 (平成20年東京地裁)	24歳男性 (後遺障害1等級) ⇒言語機能の喪失	<自転車対自転車> 男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道に斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

【出典:日本損害保険協会】

上記の事故状況や社会状況を踏まえ、クルマと同じ車両である自転車について、安全な利用に向けルール・マナーを周知していくとともに、

万一の備えとして、自転車保険の加入を義務化することとしました。

